

陳情書（追補）

令和7年6月6日

長崎市議会議長 様

【件名】

建築部住宅政策室職員の不適切な対応に関する追補陳情書

【本文】

先に提出した陳情書の件について、以下の通り補足し、改めて要望いたします。

本件に関する申請手続きにおいて、担当職員は一度「費目未設定の修正のみで問題ない」との判断を示しておきながら、後日になって補助対象外の項目（現時点で判明しているのは「ガスコンロ」）があると主張しました。これはいわゆる禁反言（エストッペル）の原則に反する対応であり、申請者として極めて不利益を被るものであります。

さらに、補助対象外とされた根拠が「内部要項」とのことで、市民に公開されていない資料をもって却下する判断は、不透明かつ制度上不合理であり、到底容認できるものではありません。

したがって、6月2日の職員による従前の説明を正式な判断とみなし、補助対象外とした判断を直ちに撤回し、当初の言明どおり、見積書記載の工事内容すべてを補助対象とすることを求めます。

併せて、対応した職員には下記のとおり指導を行ってください：

- ・当方に対して誠意ある陳謝を行わせること
- ・補助対象として扱うことを職員自身の言葉で申し出るよう指導すること

以上、制度と行政への信頼を損なわぬよう、責任ある誠実な市民サービスの向上を願い、ここに陳情いたします。

敬具

長崎市中新町16-15

岩井 杏介

携帯：

メール：